

北海道ヒグマ管理計画の見直しの方向性について（案）

令和 6 年 6 月 3 日

<前文>

- 道は、令和4年3月、北海道ヒグマ管理計画（第2期）（以下、「計画」という。）を策定した。その後、本道においてはヒグマによる人身事故や農業被害が増加するなど、人とヒグマとのあつれきがこれまで以上に高まってきたことを受けて、北海道ヒグマ保護管理検討会において、課題や計画の充実に向けた検討を行ってきたところであり、本紙は、これまでの検討会での議論を踏まえ、計画の見直しの方向性についてまとめるものである。
- 計画の見直しの方向性については、以下の国の方向性も踏まえるものとする。
なお、現計画の目的は、「人とヒグマとのあつれきを低減するため、ヒグマとの緊張感のある共存関係の構築を目指し、科学的かつ計画的な保護管理により「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図る」となっており、国の方向性と一致しているものである。

[国の動向]

- ◆ 令和6年2月、国が設置するクマ類保護及び管理に関する検討会は「クマ類による被害防止に向けた対策方針」をまとめ、主に次の方向性を示している。
また、国は、令和6年4月に、上記対策方針を踏まえ、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。

<クマ類による被害防止に向けた対策方針（抜粋）>

- ・ 対策方針の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群の存続を担保しつつ、人身被害対策を強化すること。
- ・ そのためには、個体群の保全に十分な配慮をした上で、個体数管理など人の生活圏への侵入を防止する具体的な対策を順応的に、かつ強力に推進することで、人とクマ類の空間的なすみ分けを図ることが重要。
- ・ 人の生活圏とクマ類の生息域の空間的なすみ分けを行うためには、「ゾーニング管理」の実現と維持を推進する。
- ・ 2000年代以降に頻発している大量出没による人とクマ類とのあつれきの低減のためには、「個体数の管理」、「人の生活圏への侵入の防止」、「誘引物除去」など予防的対策を推進する。
- ・ 捕獲等の施策によって地域個体群の安定的な存続に支障が生じることがないように、「ゾーニング管理」、「地域個体群に基づく広域的な管理」、「モニタリングに基づく順応的な管理」の3つの管理の下で実施する。

1 本道の現状

(1) 生息状況

- 平成 12 年度（2000 年度）の推定
狩猟者アンケートに基づく推定生息数は、約 1,800～3,600 頭。
- 平成 24 年度（2012 年度）の推定
狩猟者アンケートに基づく推定生息数は、約 2,200～6,500 頭。
- 平成 27 年度（2015 年度）の推定
モニタリングや調査で蓄積されたデータ（雌雄別捕獲数、出産数及び出産間隔、生存率、生息密度、痕跡発見率など）を用いて 5 つの地域個体群の個体数を推定。
- 令和 2 年度（2020 年度）の推定
新たに実施したヘア・トラップ調査等の結果を用いて個体数を推定。
引き続き個体数は増加傾向。
- 令和 4 年度（2022 年度）の推定
平成 2 年度（1990 年度）の中央値が 5,300 頭（95%信用区間 3,900 頭～7,000 頭）、平成 26 年度（2014 年度）が 10,500 頭（95%信用区間 6,600 頭～16,000 頭）、令和 4 年度（2022 年度）は、12,200 頭（95%信用区間 6,300 頭～21,300 頭）と推定され、引き続き個体数は増加傾向にあると考えられ、令和 4 年（2022 年）は平成 2 年（1990 年）時点から約 2.3 倍に増加。
地域個体群は、絶滅が危惧される水準にはない。
地域によっては個体数が横ばい、あるいは減少傾向にあることが示唆。特に道東宗谷西部、東部地域と夕張山地地域では横ばいで推移している可能性に留意する必要。

(2) あつれきの状況

ア 人身被害

- ・ 昭和 37 年度（1962 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの被害者は 177 人。
1 年間当たりの被害者数は 2.85 人。
直近 10 年間の 1 年間あたりの被害者数は 4.6 人。
- ・ 死亡者は 59 人。
1 年間当たりの死亡者数は 0.95 人。
直近 10 年間の 1 年間あたりの死亡者数は 0.9 人。
- ・ 被害者の活動別では、狩猟や許可捕獲時によるものが全体の 37%（65 人）で最も多く、次いで山菜採りやキノコ狩りの際に発生したもので、全体の 24%（42 人）。
- ・ 令和 3 年度（2021 年度）6 月には、札幌市東区の市街地中心部に侵入し、4 人が被害に遭うなど、9 件 14 人（死者 4 人、負傷 10 人）の被害が発生し、過去最多。
- ・ 令和 5 年度（2023 年度）は、6 件 9 人（死者 2 人、負傷 7 人）の被害が発生し、過去 2 番目。

イ 出没の状況

- ・ 市町村が把握している通報件数は、平成 20 年度（2008 年度）～平成 22 年度（2010 年度）の平均で年間 2,415 件であったが、令和 2 年度（2020 年度）～令和 4 年度（2022 年度）の平均で年間 4,035 件と約 1.7 倍に増加している。

- ・ 道警察に寄せられた通報件数は、令和元年（2019年）は1,825件であったが、令和5年は4,055件と過去5年間で最多となっている。
- ・ ヒグマの分布域も拡大している。
- ・ 各地で休校や公園の閉鎖も相次いでおり、あつれきが高まっている。

ウ 農業被害額

- ・ 昭和40年代から現在にかけて増加傾向が続いており、昭和50年代後半に5千万円、平成9年度（1997年度）には1億円を超え、平成30年度（2018年度）には2億円を超過。
- ・ 令和4年度（2022年度）には2億7千万円となり、作物別にみると、最も被害額が多いのはデントコーン（48%）であり、次いでビート（18%）、スイートコーン（7%）、小麦（3%）、水稲（3%）となっている。
- ・ また、道東の一部地域では、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、ヒグマによる放牧中の家畜（乳牛）被害が発生。

（3）捕獲の状況

- 年間捕獲数は、昭和30年代に大きく変動した後、昭和40年代の約500～600頭、昭和50～60年代の約400～500頭、そして平成の初期の約200～300頭へと段階的に減少。それ以降は増加傾向が続き、近年は800頭前後で推移し、令和3年度（2021年度）には1000頭を超え過去最多。
- 捕獲数に占める許可捕獲の割合は、昭和30年代の約50%から増加し、昭和40年代半ばから昭和50年代初期には70%を超えピークとなったが、その後、平成初期の約40%にまで一度低下し、その後は上昇を続け、近年は約95%が許可捕獲。
- 許可捕獲のうち猟法別（わなと銃）の比率は、平成13年度（2001年度）から令和4年度（2022年度）までの間で、わなが50%に対して銃が50%となっている。
- 捕獲個体の雄雌の比率は、平成13年度（2001年度）から令和4年度（2022年度）までの間で、雄が67%に対して雌が33%となっている。

（4）出没の要因

平成2年度（1990年度）以降の捕獲数の増加は、個体数の増加や、問題個体といわれる農作物を食害することを学習した個体の増加、また、人里周辺に生息・繁殖し人の存在を恐れず人の生活圏に隣接した地域に出没する個体の増加などが原因として考えられている。

2 計画の充実にに向けた方向性

ヒグマの推定個体数は、全道的には、平成2年度（1990年度）の中央値で5,300頭であり、令和4年（2022年）は12,200頭と、32年間で約2.3倍に増加し、引き続き個体数は増加傾向にあると考えられるが、地域によっては個体数が横ばい、あるいは減少傾向にあることが示唆されている状況。

ヒグマの捕獲数は、令和3年度（2021年度）には、統計が残る昭和37年度（1962年度）以降、最多となる1,056頭を捕獲しているが、令和5年（2023年）の道警察への出沒に係る通報件数は過去5年間で最多となるなど、人里周辺への出沒が多発しており、休校や公園の閉鎖なども相次いでいるほか、農業被害も増加している。

現計画では、目的を達するための個体数調整のあり方などについて検討を行うほか、地域の実情に合わせたゾーニング管理の手法が有効であることを明記しているところであり、こうした対策を早期に進めていく必要がある。

また、国では、全国的なクマ類による人身被害の増加を踏まえ、集中的かつ広域的な管理が必要とし、令和6年（2024年）4月に、四国を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。

こうした状況を踏まえ、本道における昨今の人とヒグマとのあつれきの低減を図るため、個体数管理も含め次の3点について計画の充実を図り、被害防止の対策を強化する。

（1）個体数管理のあり方

推定生息数が増加傾向にあること、また、人里周辺への出沒多発により、人身事故の発生リスクが高まっている現状を踏まえ、人とヒグマとのあつれきを低下させるため、これまでの問題個体排除による管理に加え、個体数管理による予防的対策を推進する。

捕獲数の目安としては、実現可能性も考慮しながら、まずは増加を止めることとし、あつれきや生息数の動向を評価しながら、次段階として、あつれきが社会問題になっていなかった又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる過去の一定時期の個体数水準を目指すことを検討する。

個体数の管理にあたって、下段のゾーニング管理とモニタリングによる順応的管理により、個体群の保全及び効果的なあつれきの低減を図る。

また、地域によって推定生息数やあつれきの状況は異なることから、これらについては地域個体群毎に管理を行うことが重要である。

（2）ゾーニング管理の推進

人の生活圏とヒグマの生息域の空間的なすみ分けを行うため、ゾーニング管理を推進する。

ゾーニング管理の推進は、市町村との連携した取組が不可欠なことから、別途「ゾーニング管理のガイドライン（仮称）」を作成し、取組を推進する必要がある。

（3）モニタリングのあり方

対策の効果検証や施策の見直しなど、順応的な管理を行うため、生息実態及びあつれきの把握のためのデータの収集、蓄積を充実させることが重要である。

（4）その他（捕獲対策を強化にあたり留意すべきこと）

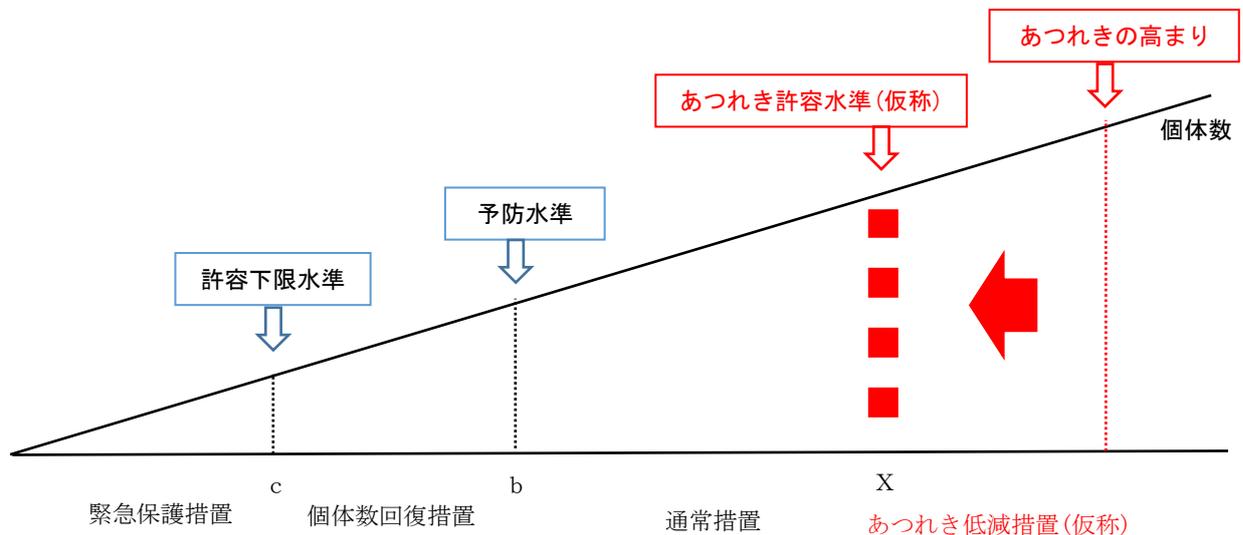
- ・ 野生動物の管理は不確実性があるということを前提に、モニタリングなど科学的データの蓄積を行い順応的に管理することが重要である。
- ・ 人側が、ヒグマに関する正しい知識を持つこと、また、出沒を抑制する防除対策を強化していくことが重要である。

3 計画の見直し

(1) 個体数調整のあり方

あつれきの低減を目的とし、地域別に目安となる捕獲数を設定する。

- 早急に、個体数の増加を止めることを目指す。
- そのための目安となるメス捕獲数を地域毎に設定する。
- 個体数の管理は、個体群の動向に顕著な影響を与える雌の捕獲数により管理する。
- 捕獲は、問題個体の積極的な排除（許可捕獲）、春期管理捕獲、ゾーニング管理による捕獲を組み合わせ、人里周辺に生息・繁殖するなど、人里周辺に出没する個体を中心に行う。
- 上記について、地域毎に、あつれきや生息数の動向を慎重に評価しながら、さらにあつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきが社会問題化していなかった頃の個体数水準を目指すことを検討する。
- 以上を踏まえ、次のとおり「あつれき低減措置（仮称）」を新たに設ける。



個体数指数	管理措置	捕獲上限数
$X \leq \text{個体数指数}$	あつれき低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数の増加を止める。 ・ あつれきや生息数の動向を慎重に評価しながら、さらにあつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきが社会問題化していなかった頃の個体数水準を目指すことを検討。
$b \leq \text{個体数指数} < X$	通常措置	個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
$c \leq \text{個体数指数} < b$	個体数回復措置	個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る
個体数指数 $< c$	緊急保護措置	地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を抑制することで、総捕獲数を可能な限り抑制

- 地域毎の現状と考察は資料参照。

(2) ゾーニング管理の推進

人とヒグマの空間的なすみ分けを図るため、次の考え方のもとでゾーニング管理を推進する。

- ゾーニング管理の推進に関する事項を追加する。
- 計画には、ゾーニング管理に関する基本的な考え方を記載する。
- 別途、ゾーニング管理の導入を普及させるためのガイドライン（仮称）を作成し、市町村での集落スケールのゾーニングを推進する。

(3) モニタリングのあり方

個体数管理などの対策の効果検証や個体群の存続を維持するため、あつれきや生息実態の把握を強化する必要がある。

- 現計画は、すでにあつれきや生息実態把握の重要性や実施項目が記載されているが、上記を考慮し、必要に応じて記述を見直すこととする。

(4) 計画の進行管理

ヒグマの個体数の動向や分布状況、また、ヒグマを取り巻く生息環境や社会状況も変化し続けている。

そうした不確実性・予測困難性の中でヒグマの管理を計画的に進めていくためには、あつれきや生息実態のモニタリングを行いながら、その情報をフィードバックし、状況に応じて柔軟に対応方向を軌道修正する順応的管理を進めていく必要がある。

このため、新たに「計画の進行管理」の項目を設け、毎年、モニタリング結果を評価し、状況に応じて柔軟に対応の方向を修正することとする。